

参考資料 2 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (1/8)

河川（湖沼を除く。）：生物化学的酸素要求量（BOD）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値
		生物化学的 酸素要求量 (BOD)			生物化学的 酸素要求量 (BOD)
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	1mg/ℓ 以下	C	水産3級 工業用水1級及びD 以下の欄に掲げる もの	5mg/ℓ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げ るもの	2mg/ℓ 以下	D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるも の	8mg/ℓ 以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げ るもの	3mg/ℓ 以下	E	工業用水3級 環境保全	10mg/ℓ 以下

備 考 1. 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全

2. 水 道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水 産 1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級
及び水産3級の水産生物用

水 産 2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3
級の水産生物用

水 産 3級： コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級： 特殊の浄水操作を行うもの

5. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を
生じない限度

参考資料 2 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (2/8)

河川（湖沼を除く。）：全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

参考資料 2 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (3/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：化学的酸素要求量（COD）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値
		化学的酸素要求量 (COD)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	1mg/ℓ以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	3mg/ℓ以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	5mg/ℓ以下
C	工業用水2級 環境保全	8mg/ℓ以下

- (注)
1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1級： ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産3級の水産生物用
水産 2級： サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用
水産 3級： コイ、フナ等富栄養化型の水域の水産生物用
 4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料 2 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (4/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及び II以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
III	水道3級（特殊なもの）及び IV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
IV	水産2種及び Vの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

- 備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水 道 2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水 道 3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水 産 1種： サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
- 水 産 2種： ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- 水 産 3種： コイ、フナ等の水産生物用
4. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料 2 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (5/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、ノニルフェノール

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下

参考資料 2 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (6/8)

海域：化学的酸素要求量 (COD)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値
		化学的酸素 要 求 量 (COD)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	2mg/ℓ以下
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	3mg/ℓ以下
C	環境保全	8mg/ℓ以下

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水 産 1 級： マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及
び水産2級の水産生物用
- 水 産 2 級： ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）
において不快感を生じない限度

参考資料 2 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (7/8)

海域：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2 種および3種を除く。)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種 を除く。)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れのある海域に
ついて行うものとする。

(注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全

2. 水 産 1 種： 底生魚介類を含めたような水産生物がバランス良く、かつ
安定して漁獲される

水 産 2 種： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多
獲される

水 産 3 種： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生息できる限度

参考資料 2 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (8/8)

海域：全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、ノニルフェノール

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	ノニルフェノール
生物A	水生生物の生息する 水域	0.02mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のう ち、水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼 稚仔の生育場として 特に保全が必要な水 域	0.01mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	0.0007mg/ℓ以下

参考資料 2 (2) 人の健康の保護に関する環境基準 (1/2)

環境基準項目及び基準値

項 目 名	基準値	備 考
カ ド ミ ウ ム 全 シ ア ン 鉛	0.003 mg/l以下 検出されないこと 0.01 mg/l以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。
六 価 ク ロ ム 砒 素	0.05 mg/l以下 0.01 mg/l以下	
総 水 銀 ア ル キ ル 水 銀 P C B	0.0005 mg/l以下 検出されないこと 検出されないこと	2. 「検出されないこと」とは定められた測定方法により測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。
ジ ク ロ ロ メ タ ン 四 塩 化 炭 素	0.02 mg/l以下 0.002 mg/l以下	
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 mg/l以下	3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/l以下	
シス-1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04 mg/l以下	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1 mg/l以下	
1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.006 mg/l以下	
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.03 mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002 mg/l以下	
チ ウ ラ ム	0.006 mg/l以下	
シ マ ジ ン	0.003 mg/l以下	
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/l以下	
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/l以下	
セ レ ン	0.01 mg/l以下	
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10 mg/l以下	平成21年11月追加
ふ つ 素	0.8 mg/l以下	
ほ う 素	1 mg/l以下	
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 mg/l以下	

参考資料 2 (2) 人の健康の保護に関する環境基準 (2/2)

要監視項目及び指針値

項 目 名	指 針 値	備 考
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008 mg/l以下	
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005 mg/l以下	
フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg/l以下	
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04 mg/l以下	
オ キ シ ン 銅 (有 機 銅)	0.04 mg/l以下	
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/l以下	
プ ロ ピ ザ ミ ド	0.008 mg/l以下	
E P N	0.006 mg/l以下	
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg/l以下	
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/l以下	
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/l以下	
クロルニトロフェン (C N P)	—	
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/l以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下	
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下	
ト ル エ ン	0.6 mg/l以下	
キ シ レ ン	0.4 mg/l以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下	
ニ ッ ケ ル	—	
モ リ ブ デ ン	0.07 mg/l以下	
ア ン チ モ ン	0.02 mg/l以下	
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002 mg/l以下	平成16年3月追加
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下	〃
全 マ ン ガ ン	0.2 mg/l以下	〃
ウ ラ ン	0.002 mg/l以下	〃

参考資料 2 (3) 水生生物の保全に関する環境基準

要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.006mg/ℓ 以下
		生物 B	3mg/ℓ 以下
		生物特 B	3mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.8mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.8mg/ℓ 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.01mg/ℓ 以下
		生物 B	0.08mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.01mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	2mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.2mg/ℓ 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/ℓ 以下
		生物特 A	1mg/ℓ 以下
		生物 B	1mg/ℓ 以下
		生物特 B	1mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.3mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.03mg/ℓ 以下
4-tert-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.0007mg/ℓ 以下
		生物 B	0.004mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.003mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.0009mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.0004mg/ℓ 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.02mg/ℓ 以下
		生物 B	0.02mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.02mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.1mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.1mg/ℓ 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.003mg/ℓ 以下
		生物 B	0.03mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.02mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.02mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.01mg/ℓ 以下

参考資料 2 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (1/4)

一般名	基準値(mg/L)	指針値(mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
アジメスフロム	0.25	2.5	平成23年4月7日
アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	1	10	平成27年9月14日
アセキノシル	0.058	0.58	平成23年10月18日
アセタミプリド	0.18	1.8	平成24年1月11日
アセフェート	0.0063	0.063	平成25年3月18日
アゾキシストロビン	0.47	4.7	平成23年4月4日
アバメクチン	0.0015	0.015	平成25年2月6日
アミスフロム	0.2	2	平成24年4月6日
アミトラズ	0.0066	0.066	平成24年10月10日
アメクトラジン	7.1	71	平成25年10月21日
アラクロール	0.02	0.2	平成25年3月18日
アンバム	0.0047	0.047	平成26年12月10日
イソキサベン	0.13	1.3	平成26年12月10日
イソチアニル	0.074	0.74	平成21年10月23日
イソプロチオラン	0.26	2.6	平成22年7月5日
イブフェンカルバゾン	0.0026	0.026	平成25年6月13日
イプロベンホス又はIBP	0.093	0.93	平成22年12月1日
イミシアホス	0.001	0.01	平成24年7月6日
イミダクロプリド	0.15	1.5	平成22年12月1日
イミベンコナゾール	0.026	0.26	平成23年10月18日
インダジフラム	0.05	0.5	平成24年4月6日
インダノファン	0.0093	0.093	平成23年2月15日
インドキサカルブMP及びインドキサカルブ	0.013	0.13	平成24年4月6日
ウニコナゾールP	0.042	0.42	平成22年12月1日
エスプロカルブ	0.02	0.2	平成22年7月5日
エタボキサム	0.1	1	平成25年6月13日
エチクロゼート	0.45	4.5	平成25年9月11日
エチプロール	0.01	0.1	平成23年10月18日
エトキサゾール	0.1	1	平成23年10月18日
エトキシスルフロム	0.14	1.4	平成26年12月10日
エトフェンブロックス	0.082	0.82	平成25年3月18日
エトフメセート	0.79	7.9	平成25年6月13日
エトベンザニド	0.11	1.1	平成26年12月10日
オキサジアゾン	0.0095	0.095	平成23年7月4日
オキサジアルギル	0.02	0.2	平成23年10月18日
オキサジクロメホン	0.024	0.24	平成23年2月15日
オキシテトラサイクリン	0.07	0.7	平成26年9月18日
オキシニル又は有機銅	0.02	0.2	平成26年7月10日
オキソリニック酸	0.055	0.55	平成24年10月10日
オリサストロビン	0.13	1.3	平成23年7月4日
カスガマイシン塩酸塩又はカスガマイシン	11-1,3,4/2,5,6-1-デヒドロ-2,3,4,5,6-ヘキサヒドロ-2,3,4,6-テトラヒドロ-4-(α-イミノグリシン)-α-D-アザビオ-ヘキサヒドロ-5H-ピリジン(別名カスガマイシン(遊離塩基))として0.25	2.5	平成27年6月30日
カズサホス	0.00066	0.0066	平成23年7月4日
カフエンストロール	0.007	0.07	平成22年7月5日
カルフェントランエチル	0.07	0.7	平成21年6月12日
カルブチレート	0.034	0.34	平成23年2月15日
カルプロバシド	0.037	0.37	平成23年4月7日
キザロホップエチル	0.02	0.2	平成27年9月14日
キノクラミン又はACN	0.0055	0.055	平成26年9月18日
クミルロン	0.02	0.2	平成23年7月4日
グルホシネート及びグルホシネートPナトリウム塩	DI-ホモフラン-4-イル(メチル)ホスフィン酸(別名グルホシネート酸)として0.024	0.24	平成22年7月5日
クレソキシムメチル	0.95	9.5	平成25年9月11日
クロチアニジン	0.25	2.5	平成23年2月15日
クロマフェノジド	0.71	7.1	平成23年7月4日
クロメフロップ	0.016	0.16	平成23年2月15日
クロラントラニリプロール	0.69	6.9	平成21年5月27日
クロリムロンエチル	0.2	2	平成21年2月18日
クロルチアミド又はDCBN	0.053	0.53	平成25年2月6日
クロルフェナビル	0.069	0.69	平成24年10月10日
クロルフラリム	0.0069	0.069	平成25年6月13日
シアノファミド	0.45	4.5	平成25年2月6日
シアントラニリプロール	0.025	0.25	平成26年5月16日
シエノピラフェン	0.1	1	平成24年10月10日
ジカンバ又はMDBA、ジカンバジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩及びジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩	2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸(別名ジカンバ又はMDBA)として0.93	9.3	平成22年1月12日
ジクロシメット	0.013	0.13	平成23年4月4日
1,3-ジクロロプロペン又はD-D	0.05	0.5	平成26年4月7日
ジチアノン	0.02	0.2	平成25年3月18日
ジチオビル	0.0095	0.095	平成23年7月4日
ジノテフラン	0.58	5.8	平成22年3月26日
ジフェノコナゾール	0.025	0.25	平成25年10月21日
ジフルフェナミド	0.1	1	平成25年3月18日
ジフルフェニカン	0.61	6.1	平成27年6月30日
ジフルメトフェン	0.24	2.4	平成24年10月10日
ジフルメトリム	0.0037	0.037	平成24年7月6日

※五十音順

参考資料 2 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (2/4)

一般名	基準値(mg/L)	指針値(mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
シプロジニル	0.071	0.71	平成26年4月7日
シメコナゾール	0.022	0.22	平成23年4月4日
ジメタメリン	0.025	0.25	平成25年9月11日
ジメテナミド及びジメテナミドP	0.1	1	平成22年1月12日
ジメトモルフ	0.29	2.9	平成24年7月6日
シモキサニル	0.034	0.34	平成27年11月30日
シラフルオフェン	0.29	2.9	平成22年7月5日
シロマジン	0.047	0.47	平成25年3月18日
スピネトラム	0.063	0.63	平成22年7月5日
スピノサド	0.063	0.63	平成24年4月6日
スピロジクロフェン	0.034	0.34	平成25年9月11日
スピロテトラマト	0.31	3.1	平成24年1月11日
スピロメシフェン	0.058	0.58	平成24年10月10日
ダイムロン	0.79	7.9	平成22年3月26日
チアシニル	0.1	1	平成23年4月7日
チアマトキサム	0.047	0.47	平成23年2月15日
チオベンカルブ	0.02	0.2	平成24年7月6日
チフルザミド	0.037	0.37	平成25年10月21日
テブコナゾール	0.077	0.77	平成23年10月18日
テブフェノジド	0.042	0.42	平成22年12月1日
テブフロキン	0.1	1	平成25年2月6日
テフリルトリオン	0.002	0.02	平成21年10月23日
テフルベンスロン	0.026	0.26	平成27年6月30日
トブラメゾン	0.007	0.07	平成25年6月13日
トリアジフラム	0.023	0.23	平成23年7月4日
トリネキサバックエチル	0.015	0.15	平成25年6月13日
トリフルミゾール	0.039	0.39	平成26年12月10日
トリフルラリン	0.063	0.63	平成25年10月21日
トリフロキシストロビン	0.1	1	平成24年4月6日
トルフェンピラド	0.014	0.14	平成24年1月11日
トルプロカルブ	0.53	5.3	平成27年9月14日
1-ナフタレン酢酸ナトリウム	0.39	3.9	平成21年5月27日
ノバルロン	0.029	0.29	平成25年2月6日
バクロフトラゾール	0.053	0.53	平成22年3月26日
ハロスルフロンメチル	0.26	2.6	平成24年4月6日
ビフェナゼート	0.026	0.26	平成24年1月11日
ビフェントリン	0.026	0.26	平成23年10月18日
ビフルミド	0.019	0.19	平成26年9月18日
ビメトロジン	0.034	0.34	平成24年1月11日
ピラクロストロビン	0.09	0.9	平成24年4月6日
ピラクロニル	0.011	0.11	平成23年7月4日
ピラゾスルフロンエチル	0.02	0.2	平成27年6月30日
ピラフルフェンエチル	0.45	4.5	平成25年2月6日
ピリオフェン	0.24	2.4	平成25年10月21日
ピリダベン	0.01	0.1	平成25年9月11日
ピリダリル	0.074	0.74	平成24年1月11日
ピリフタリド	0.014	0.14	平成23年4月7日
ピリプチカルブ	0.023	0.23	平成23年2月15日
ピリフルキナゾン	0.01	0.1	平成22年1月12日
ピリフロキシフェン	0.26	2.6	平成25年2月6日
ピリベンカルブ	0.1	1	平成24年1月11日
ピリミジフェン	0.0039	0.039	平成26年9月18日
ピリミスルファン	0.93	9.3	平成22年3月26日
ピリミノバックメチル	0.05	0.5	平成25年3月18日
ピロキサスルホン	0.05	0.5	平成26年7月10日
ファミキサゾン	0.015	0.15	平成26年9月18日
フェノキサスルホン	0.45	4.5	平成26年5月16日
フェノキサニル	0.018	0.18	平成23年4月4日
フェノチオカルブ	0.039	0.39	平成27年11月30日
フェリムゾン	0.05	0.5	平成22年3月26日
フェンアミドン	0.074	0.74	平成24年10月10日
フェントエート又はPAP	0.0077	0.077	平成25年9月11日
フェントラザミド	0.013	0.13	平成23年4月4日
フェンピラザミン	0.31	3.1	平成25年6月13日
フェンピロキシメート	0.025	0.25	平成26年5月16日
フェンブコナゾール	0.079	0.79	平成25年3月18日
フェンヘキサミド	0.45	4.5	平成25年9月11日
ブタクロール	0.026	0.26	平成25年3月18日
ブタミホス	0.02	0.2	平成23年7月4日
ブトルアリル	0.026	0.26	平成24年1月11日
ブプロフェジン	0.023	0.23	平成22年12月1日
フラマトビル	0.01	0.1	平成25年9月11日
フルアクリピリム	0.15	1.5	平成25年3月18日
フルアジナム	0.02	0.2	平成27年6月30日
フルオビコリド	0.21	2.1	平成25年2月6日
フルオピラム	0.031	0.31	平成25年6月13日
フルオリミド	0.24	2.4	平成27年11月30日
フルキサピロキサド	0.055	0.55	平成25年6月13日
フルジオキソニル	0.87	8.7	平成23年10月18日
フルセトスルフロ	0.1	1	平成21年2月18日
フルチアセットメチル	0.002	0.02	平成27年9月14日
フルチアニル	6.3	63	平成24年10月10日
フルトラニル	0.23	2.3	平成22年3月26日
フルピラジフロ	0.082	0.82	平成27年11月30日
フルフェナセット	0.029	0.29	平成26年9月18日
フルフェノクスロン	0.098	0.98	平成25年2月6日
フルプロバネートナトリウム塩又はテトラピオン	0.01	0.1	平成26年7月10日

※五十音順

参考資料 2 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (3/4)

一般名	基準値(mg/L)	指針値(mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
フルベンジアミド	0.045	0.45	平成24年10月10日
フルボキサム	0.021	0.21	平成21年5月27日
フルミオキサジン	0.047	0.47	平成27年6月30日
フルルプリミドール	0.039	0.39	平成25年11月29日
フレチクロール	0.047	0.47	平成22年7月5日
フロシアミン	0.17	1.7	平成24年7月6日
フロスルホカルブ	0.05	0.5	平成21年10月23日
フロニカミド	0.19	1.9	平成20年12月1日
フロバモカルブ塩酸塩	0.77	7.7	平成24年7月6日
フロバルギット又はBPPS	0.026	0.26	平成26年7月10日
フロビコナゾール	0.05	0.5	平成27年2月5日
フロビザミド	0.05	0.5	平成26年12月10日
フロヒドロジャスモン	0.37	3.7	平成24年10月10日
フロビスルフロン	0.029	0.29	平成22年7月5日
フロモブチド	0.1	1	平成22年7月5日
ヘキサジノン	0.13	1.3	平成25年6月13日
ヘノキスラム	0.13	1.3	平成23年7月4日
ベンシクロン	0.14	1.4	平成23年4月7日
ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン	0.16	1.6	平成27年9月14日
ベンスルフロニメチル	0.5	5	平成24年7月6日
ベンゾビシクロン	0.09	0.9	平成22年12月1日
ベンチアバリカルブイソプロピル	0.18	1.8	平成24年10月10日
ベンチオピラド	0.2	2	平成20年7月23日
ベンチメタリン	0.31	3.1	平成25年2月6日
ベントキサゾン	0.61	6.1	平成24年4月6日
ベンフルフェン	0.053	0.53	平成25年10月21日
ベンフレセート	0.069	0.69	平成23年4月4日
ベンフルラリン又はベスロジン	0.01	0.1	平成27年4月7日
ホサロン	0.005	0.05	平成27年6月30日
ボスカリド	0.11	1.1	平成25年9月11日
ホラムスルフロン	1.3	13	平成23年4月7日
マンジプロバミド	0.1	1	平成21年2月18日
マンデストロビン	0.5	5	平成27年9月14日
ミクロブタニル	0.063	0.63	平成24年4月6日
ミルベメクテン	0.07	0.7	平成23年10月18日
メコプロップカリウム塩又はMCPPカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩又はMCPPジメチルアミン塩、メコプロッププロイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	(RS)-2-(4-クロロ-ο-トリ オキシ)プロピオン酸(別名メ プロップ又はMCPP)として 0.047	0.47	平成21年10月23日
メトリオン	0.007	0.07	平成21年10月23日
メタルデヒド	0.058	0.58	平成24年10月10日
メタスルフロン	0.071	0.71	平成24年10月10日
メタフルミゾン	0.31	3.1	平成24年7月6日
メタミホップ	0.011	0.11	平成23年4月4日
メタラキシル及びメタラキシルM	0.058	0.58	平成24年4月6日
メトキシフェノジド	0.26	2.6	平成23年4月7日
メトコナゾール	0.05	0.5	平成28年5月9日
メトミノストロビン	0.042	0.42	平成25年3月18日
メトラクロール及びS-メトラクロール	0.25	2.5	平成22年1月12日
メフェナセート	0.01	0.1	平成22年3月26日
メフロニル	0.1	1	平成24年7月6日
モリネート	0.0055	0.055	平成26年12月10日
ヨウ化メチル	0.01	0.1	平成25年3月18日
ルフェヌロン	0.037	0.37	平成25年2月6日
レビメクテン	0.053	0.53	平成24年7月6日
EPN	0.0037	0.037	平成23年4月7日

※五十音順

参考資料 2 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値
(排水水中の指針値として設定してきた指針値) (4/4)

一般名	指針値(mg/L)
イネキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン(DEP)	0.05
フェントロチオン(MEP)	0.03
ベルメリン	1
ベスルタップ	0.9
イプロシオン	3
イミノクダシアルベシル酸塩及びイミノクダシ酢酸塩	0.06
エトジメナール(エクロメナール)	(イミノクダシとして)0.04
オキシ銅(有機銅)	0.4
キャプタン	3
クロロタニール(TPN)	0.4
クロロネブ	0.5
ジフェノコナール	0.3
シプロコナール	0.3
チウラム(チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
チフルガド	0.5
テラコナール	0.1
トリフルミナール	0.5
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイネキサール(ヒメキサール)	1
プロピコナール	0.5
ベノミル	0.2
ボスカルド	1.1
ホセチル	23
ポリカーバメート	0.3
アジュラム	2
エキシスルフロン	1
シクロスルファミロン	0.8
シデュロン	3
シマジン(CAT)	0.03
トリクロビル	0.06
ナプロキサド	0.3
フラザスルフロン	0.3
プロピザド	0.5
ベンフルラジン(ベスロジン)	0.1
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	(MCPAとして)0.051
トリネキサバクエチル	0.15

※五十音順

参考資料 2 (5) ダイオキシン類の基準値

地点	環境基準	要監視濃度
水質	1.0pg-TEQ/ℓ	0.5pg-TEQ/ℓ
底質	150pg-TEQ/g	75pg-TEQ/g

参考資料 2 (6) 内分泌かく乱化学物質の基準値

物質名	重点調査濃度※1
ビスフェノールA	24.7 μg/ℓ
17β-エストラジオール	0.0015 μg/ℓ
エストロン	0.0016 μg/ℓ
o,p'-DDT	0.0145 μg/ℓ

※1「内分泌かく乱化学物質調査の考え方(案)(平成25年3月改訂)に基づく重点調査濃度。
平成25年度以降は平成25年3月改訂の考え方(案)に基づき調査を行っている。